

第三者評価受診対象事業所 代表者 様

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構
会 長 清 水 紘 (公印略)

介護サービス第三者評価の評価料金改定について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本支援機構事業推進にご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本支援機構では、平成20年度に介護サービス分野の訪問系事業所の評価料金を下げ、受診促進を図ってきたところですが、それ以降、評価機関の運営が厳しくなり、このままでは第三者評価事業の存続が危ぶまれる可能性も出てまいりました。

そのため、介護サービス分野の評価項目の改定（平成25年度申し込み分より適用）を期に、評価料金を下記のとおり改定させていただくことといたしました。

対象となる事業所様には、ご負担をお掛けすることになります。ご理解を賜り、受診促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、入所・通所系の事業所につきましては、従来どおりの評価料金で行ってまいり所存です。

記

介護サービス分野	評価を受けるサービス（受診サービス）	旧評価料金	新評価料金
	通所系・入所系サービスの場合	12万円	変更なし
	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与（販売）のみ評価を受ける場合（訪問系サービス）	9万円	11万円

担当	京都介護・福祉サービス 第三者評価等支援機構事務局 (京都府社会福祉協議会)
電話	075-252-6292
FAX	075-252-6310